

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布・施行
及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の公布について（通知）

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手の確保、地域建設業等の維持、生産性向上、発注体制の強化に係る規定を整備するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号。以下「改正品確法」という。）により、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等の一部改正が行われました。

改正品確法は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布・施行^{※1}されました。

※1 測量法の一部改正（資格の在り方の検討規定を除く。）及びそれに伴う経過措置は令和7年4月1日から施行されます。

また、処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、下記のとおり、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）等の一部改正を行いました。

改正法は、令和6年6月7日に成立し、同月14日に公布されており、原則として公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内^{※2}において政令で定める日から施行されます。

※2 下記二(10)及び(11)は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において、下記二(1)、(5)～(9)及び下記三(3)～(5)は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行されます。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、適切な対応を図られますようお願いいたします。

記

一 改正品確法関係

品確法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び測量法（昭和24年法律第188号）を改正する本法は、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保、地域建設業等の維持、生産性の向上、発注体制の強化に係る規定を整備するものであり、その内容は別添のとおりである。公共工事等の発注者におかれては、本法の趣旨を踏まえて、発注関係事務を適切に実施されるよう努められたい。

なお、本法の運用上の留意事項等については、改正後の品確法第9条の規定により定められる基本方針及び同法第22条の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）において定めることを予定している。これらの内容については、その策定後改めて通知する。

運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を聴いて定めることとされており、発注者共通のルールとなるものである。今後、運用指針の策定に当たっては、ご協力いただきたい。

二 建設業法の一部改正関係

(1) 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第19条第1項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを書面に記載しなければならないこととされた。

(2) 建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止（第19条の3第2項関係）

建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこととされた。

(3) 建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（第 19 条の 5 第 2 項関係）

建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

(4) 著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（第 20 条関係）

①材料費等記載見積書の作成及び交付

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めることとされ、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされた。

さらに、建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めることとされ、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされた。

②著しく低い材料費等の額による見積り依頼及び請負契約の締結の禁止

建設工事の注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととされ、これに違反した発注者が当該求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、国土交通大臣及び都道府県知事は、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは当該発注者に対して必要な勧告等を行うことができることとされた。

(5) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第 20 条の 2 関係）

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされた。

さらに、この通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る

事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされた。

(6) 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第25条の27第2項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

(7) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第25条の28関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

(8) 監理技術者等の専任義務の合理化（第26条第3項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた(監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く。)

(9) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第26条の5関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等^{*3}が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた(工事現場の数が、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が

生じるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く。)

※3 建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

(10) 建設工事の労務費に関する基準の作成等（第34条関係）

中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

(11) 国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、(5)の規定による通知又は協議の状況、(6)に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

なお、政省令及び指針で定める事項は、詳細が決定し次第追って通知する。

三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

(1) 公共工事の受注者の違反行為に関する事実の通知（第11条関係）

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が、建設業法第19の3第2項、第19条の5第2項^{※4}、第20条第2項及び第6項のいずれかの規定に違反する行為^{※5}をしていると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされた。

※4 第19条の5第1項は現行規定において対象とされていたもの。

※5 具体的な違反行為は以下のとおり。

- ・ 公共工事の受注者である建設業者が、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること等の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結すること。
- ・ 公共工事の受注者である建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結すること。
- ・ 公共工事の受注者である建設業者が建設工事の請負契約を締結する際に作成した、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額が、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものとする。
- ・ 建設工事の注文者（公共工事の受注者である建設業者）が、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めること。

(2) 入札金額の内訳の提出（第12条関係）

建設業者が公共工事の入札に係る申込みの際に提出する書類のうち、入札金額の内訳を記載した書類において国土交通省令で定める材料費等を記載することを明確化することとされた。

(3) 工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務（第13条第2項関係）

各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされた。

(4) 施工体制台帳の写しの提出義務の合理化（第15条第2項関係）

発注者から公共工事を直接請け負った建設業者が下請契約を締結した場合は、その公共工事に関する工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成することとされており、当該施工体制台帳の写しを発注者に提出することとされているが、発注者がその施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認することができる国土交通省令で定める措置を講じている場合には、当該写しの提出を要しないこととされた。

(5) 情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（第16条及び第17条第2項関係）

公共工事の受注者である建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

また、発注者から直接公共工事を請け負った建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関してその建設業者が講ずる措置の実施のために必要な措置を講ずることができるよう、下請負人の指導に努めることとされた。

さらに、各省各庁の長等は、上記の措置が適確に講じられるよう、その建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとされた。

なお、政省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

以上